

I 本書の見方

1 基本事項

山口県の主要農作物について、病害虫・雑草の生理生態と防除対策を掲載した。原則として、登録農薬のうち本県での確な防除の推進に必要で県内で一定量以上の流通がある農薬を掲載し、その登録内容を転載した。ただし、耐性菌または抵抗性害虫の発生等により著しく効果が低下したことが確認された場合、適用病害虫名から削除した。

水質汚濁性農薬に指定されている農薬(シマジン)は魚類に対し強い毒性を有し、また公共用水の水質汚濁を生ずるおそれがあるため、本県では使用しないことから除外した。

掲載作物は、普通作物では稲・麦類・未成熟とうもろこし、野菜では、指定産地・認定産地及び県が栽培を推進する作物(だいず・いちご・ばれいしょ・アスパラガス・にんじん・はなっこりー)、果樹ではかんきつ、なしとした。

作物の分類は、「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」(令和3年1月14日最終改正)に従った。

本書では、商品名横に記載している(普)は、毒物・劇物以外の農薬について記載している。毒性がないとの誤解を生ずることのないように十分留意すること。

本書は、原則として令和4年1月31日現在の農薬登録情報に基づいて作成した。

2 適用農薬一覧表における注意事項

(1) 一部の農薬については、「短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等について」(平成26年9月10日付け26消安第2882号農林水産省消費・安全局通知)に従い、変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用法を記載した。

(2) 殺菌剤コード・殺虫剤コード等の作用機構分類の表記は、原則、JPP-NET(一般社団法人日本植物防疫協会)に掲載されているものと同様にした。

(3) 使用法が「散布」とされている登録農薬については、「農薬の使用法における「無人航空機」の取り扱いについて」(平成29年12月25日付け29消安第4974号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)により、人力散布機や動力散布機などに加え、無人航空機(無人ヘリコプター又はマルチローター、ドローン等)についても利用できることとされている。

(4) 稲発酵粗飼料用稲で使用可能な農薬は、「稲発酵粗飼料用稲に係る農薬使用について」(農林水産省通知)によるが、本基準における適用農薬一覧表において使用可能な農薬は、「WCS用稲に使用可」の欄を設け○印を付した。

(5) 水稻の高密度は種に対応した薬剤の使用量が設定されている農薬は、「高密度は種に対応」の欄を設け○印を付した。

(6) 飼料用米について出穂以降に農薬の散布を行う場合には、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(農林水産省通知)により家畜へは粳摺りをして玄米で給餌する。また、粳米のまま、もしくは粳殻を含めて家畜へ給餌する場合は、出穂以降の農薬散布は控えることとされている。ただし、本基準における適用農薬一覧表において、この措置を要しないものに○印を付した。

(7) 水稻除草剤の適用雑草名が「水田一年生雑草」の場合、「ノビエ」及び「広葉雑草」に○印を付した。